

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年8月27日 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長 後藤 一也

1 契約担当官等の官職及び氏名 支出負担行為担当官 沖縄総合事務局総務部長 後藤 一也

2 競争入札に付する事項

- (1) 工事名 松川住宅外壁改修工事
- (2) 工事内容 入札説明書による。
- (3) 工事期間 契約締結日から6か月
- (4) 工事場所 入札説明書による。
- (5) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（施工能力評価型Ⅱ型）の対象工事であり、入札にあたって、入札書、工事費内訳書、競争参加資格申請書のほか企業の能力、配置予定技術者の能力を評価するために必要な技術資料の提出が必要となる。
- (6) 本工事において、請負金額が500万円を超える場合は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条に規定する工事成績評定対象案件となる。工事成績評定については、完成検査を実施したときに評価を行い、評定結果を請負者に対して工事成績評定通知書により通知する。
- (7) 電子入札システムの利用 本案件は、競争参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）及び技術資料の提出、競争参加資格確認通知、入札及び開札について、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい者については、発注者の承諾を得た者に限り、紙入札によることができる。

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄総合事務局における令和1・2年度一般競争（指名競争）参加資格に関して、工事種別が「塗装工事」に登録されている者であること。
- (4) 沖縄県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 入札説明書及び仕様書等の条件を満たしている者であること。

4 入札説明書等の交付期限及び場所

- (1) 交付期限 令和元年9月9日（月）午後5時00分
- (2) 交付場所 入札説明書等は、電子入札システムにより交付する。ただし、やむを得ない事由により、書面による交付を希望する場合は、以下にて交付するので、あらかじめ連絡すること。
〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館7階
沖縄総合事務局総務部会計課 支出負担行為第二係 比嘉
TEL:098-866-0031(内81341) FAX:098-860-1025 E-mail:kaikei-futan02@ogb.cao.go.jp
- (3) 現場説明会 実施しない

5 確認申請書及び技術資料の受付期限 令和元年9月9日（月）午後5時00分

6 入札書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和元年9月24日（火）午後5時00分
- (2) 開札日時 令和元年9月25日（水）午前10時00分
- (3) 開札場所 沖縄総合事務局7階入札室

7 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付（納付額は請負代金額の10分の1以上。保管金の取扱店 日本銀行那覇支店）。
ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の

前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

8 入札の無効 本公告の示した競争参加資格のない者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

(1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札した者のうち総合評価による評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへの移行とする。

なお、予算決算及び会計令第85条の基準が適用となるため、調査基準価格を下回って入札した者は、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者であっても落札業者とならない場合があり、また、契約担当官等は入札の結果を保留する場合がある。

この場合、予算決算及び会計令第86条第1項に基づく調査を実施することとなるため、調査の対象となる入札参加者は、当局の行うヒアリング等の調査に協力しなければならない。

(2) 次の場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

イ. 上記9（1）のなお書きによる調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合。

ロ. 公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認められる場合。

10 契約書作成の要否 要。

11 その他 詳細は入札説明書による。